



消防本部 予防課  
(☎83-3556)

3月1日(日)～7日(土)は春季火災予防運動です

### 防火標語

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」  
(全国統一防火標語)

### 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災予防対策の推進
- (3) 林野等火災予防対策の推進
- (4) 事業所の防火安全対策の推進



## 住宅防火 いのちを守る「3つの習慣」「4つの対策」

### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



## 小・中学校の交流の充実に向けて

中学校入学後に生徒指導上のいろいろな問題が発生する“中1ギャップ”ということばがあります。「先生は怖くないか」「授業は難しくないか」「同級生とうまくいくか」「先輩からいじめられないか」など、多くの不安を抱えて中学校に進学し、その環境の変化にうまく適応できないことが原因と考えられます。なかでも、小学校の学級担任制が中学校では教科担任制になり、教科ごとに違う先生の授業を受けることは、新1年生にとっては大きな変化のひとつといえます。

そこで、本市では平成21年度から、小・中学校の教員がこれまで以上に連携を図り、6中学校区ごとに下記のような交流を予定しています。

### ○中学校から小学校へ

中学校の授業のおもしろさを体験してもらうために、中学校の教員が小学校で、6年生を対象に授業を実施する。



### ○小学校から中学校へ

中学校入学後も小学校の教員とのふれあいができるように、小学校の教員が中学校で、中学校教員と協力して授業などを実施する。

小学6年生が中学進学への希望を持ち、また、中学進学後に心の安定が図られることを目的としています。

学校教育課 (☎ 82 - 1201)



## ㊦ 自治基本条例とまちづくり (その6)

今回は他市の自治基本条例先行事例を項目別にみてみたいと思います。共通項目を挙げてみると、「前文」から始まり「目的」「定義」「まちづくりの基本理念・基本原則」「情報共有の原則」「市民の権利・責務」「市長の責務」「市議会の責務」「説明責任」「行政運営の基本」「市民参加の推進」「コミュニティ活動と協働のまちづくり」「住民投票」「最高規範性」などです。「前文」では各自治体の自然環境や成り立ちから現在までの生い立ち、まちのあるべき姿など、個性あふれる魅力や特質が簡潔明瞭に展開されています。「定義」については用語の意義がもっぱらですが、市民についてみた場合、市内に住む者をはじめ市内で働く者または学ぶ者、市内に事業所を置く事業者または市内で活動する団体まで含める自治体もあります。居住している住民にとどまらず、市にいろいろな立場で関係するすべての人や団体を対象とする「まちの憲法」としての位置づけがうかがわれます。共通項目以外の独自項目としては、「事業者の責務」「法令遵守・公益通報」「危機管理」「財産管理」「学校と地域の連携協力」「海外の自治体等との連携」といった内容が見受けられます。いずれにしても、「山陽小野田市」らしさをどの項目でいかに反映させるかが今後の大きなテーマとなりそうです。



秘書行革課 (☎ 82-1135)